

改正 平成19年3月28日法人規程第7号 平成20年2月13日法人規程第17号
平成20年3月25日法人規程第22号 平成21年3月26日法人規程第6号
平成21年4月1日法人規程第5号 平成21年12月7日法人規程第13号

(目的等)

第1条 この規程は、公立大学法人九州歯科大学職員就業規則（平成18年法人規程第10号。以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、公立大学法人九州歯科大学（以下「法人」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の関係法令及び労使協定の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第3条第1項に規定する職員であって、公立大学法人九州歯科大学教員年俸規程（平成18年法人規程第15号）の適用を受ける職員以外の職員について適用する。

(給与の種類)

第3条 この規程による給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当並びに報奨金とする。

(給与の支払)

第4条 この規程に基づく給与は、次条第2項に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。

2 給与は、職員の申出により、口座振込の方法により支払うことができる。

3 給与を支払う場合においては、源泉徴収に係る所得税額その他法令に定めるもののほか、労基法第24条に基づく協定に定めるところにより、職員の給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 職員宿舍の貸付料及び職員宿舍の使用に伴い法人に納付すべき経費のうち理事長が別に定めるもの

(2) 財団法人福岡県職員互助会に係る掛金、月賦購入代金の弁済金及びあっせん商品代金の弁済金

(3) 財団法人福岡県教職員互助会に係る掛金、特別弔慰金積立金、火災見舞金積立金及び貸付償還金

(4) 前各号に掲げるもののほか、労基法第24条に基づく協定に定めるもの

4 第2項の規定により給与を支払う場合においては、前項各号に掲げるものを、当該職員の申出に基づき、当該口座振替の方法による支払い金額を金融機関に通知するものとする。

(給料)

第5条 給料は、正規の勤務時間（公立大学法人九州歯科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年法人規程第22号。以下「勤務時間規程」という。）第11条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当並びに報奨金を除いたものとする。

2 宿舍、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、理事長が別に定めるところにより、その職員の給料月額を調整することができる。

(給料表)

第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（別表第1）

(2) 事務職給料表（別表第2）

(3) 技術職給料表(別表第3)

(4) 看護職給料表(別表第4)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表(別表第5)によるものとする。

3 理事長は、すべての職員の職を前項の級別標準職務表に定める基準に従い第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 休職のため勤務しなかった職員が復職し、公立大学法人九州歯科大学出向規程(平成18年法人規程第28号)に基づき出向していた職員が職務に復帰し、又は休暇若しくは休業のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、理事長の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の支給方法)

第8条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の初日から末日までとする。

2 給料の支給日は毎月21日とし、その日が日曜日、土曜日又は祝日等(勤務時間規程第8条第3号及び第4号に掲げる日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日等でない日に支給する。

3 職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であっても、請求の日までの給料を日割計算によりその際支給する。

4 前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、理事長は給料の支給日を変更することができる。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外るときは、その給料額はその期間の現日数から勤務時間規程第6条、第8条及び第9条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第10条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して、著しく特殊な職員に対し適当でないとき認めるときは、調整前における給料月額の100分の25を超えない範囲内で、給料月額につき適正な給料の調整額を支給する。

- 2 給料の調整を行う職員の職は次の表の左欄に掲げる職員の占める職とし、給料の調整額は、その職を占める職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第6に掲げる調整基本額（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者について次の表の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

職員の職	調整数
(1) 大学院研究科の授業を常時担当する教授、准教授又は講師（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院研究科の博士課程（前期及び後期の課程に区分される場合は、博士後期課程）を担当する者	2
(2) 大学院担当教員（(1)に掲げる者を除く。） (3) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教及び助手で理事長が別に定めるもの	1
(4) 附属病院において診療エックス線及び衛生検査の業務に従事する技術職員	2

- 3 給料の調整額は、給料の一部とする。
4 前3項に定めるもののほか、給料の調整額に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(初任給調整手当)

第11条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるものに新たに採用された職員には、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後理事長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(管理職手当)

第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちでその職務の特殊性に基づき理事長が指定するものについて、その職を占める職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額に100の23を乗じて得た額以内の額を理事長が別に定めるところにより管理職手当として支給する。
(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
(3) 60歳以上の父母及び祖父母
(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族である子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,200円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(被扶養者に関する届出)

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は

職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)
 - (3) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
 - (4) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員が配偶者のない職員となった場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

第15条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給するものとし、その月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の3.5を乗じて得た額を月額として職員に支給する。

(住居手当)

第16条 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3項において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(法人が職員を居住させるため設置した住宅(単身者のための施設を含む。))の貸付けを受け、貸付料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。)には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する月額の住居手当を支給する。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
- 2 世帯主である職員で自らの所有に係る住宅に居住するもの(理事長が別に定めるこれに準ずる者を含む。)には、月額4,500円の住居手当を支給する。

- 3 第18条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員（次項において「単身赴任手当受給職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（法人が職員を居住させるため設置した住宅その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、第1項各号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の住居手当を支給する。
- 4 単身赴任手当受給職員で、直前の住居につき第2項の規定による住居手当を受給していたもののうち配偶者が当該住宅に引き続き居住している職員その他これに準ずる職員として理事長が特に必要があると認める職員には、第2項に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の住居手当を支給する。ただし、単身赴任手当受給職員であって直前の住宅に配偶者が引き続き居住し、当該配偶者が第2項の規定により当該住宅について住居手当を受給することとなるものその他の理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 5 第1項又は第2項に規定する職員のうち第3項又は前項に規定する職員でもあるものの住居手当の額は、これらの規定にかかわらず、第1項又は第2項の規定による額及び第3項又は前項の規定による額の合計額とする。
- 6 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
（通勤手当）

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用にかかる特別料金等を負担する場合にあっては、併せて理事長が別に定めるところにより算出した当該特別料金等を含む。以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、月の1日からその月以後の月の末日までの期間であって6か月を超えない範囲内で理事長が別に定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、理事長が別に定める夜間の交替制勤務に従事する職員（前項第2号に掲げる職員を除く。）の通勤手当の額は、第1号又は第3号に掲げる額（以下「一般の通勤手当の額」という。）に、理事長が別に定めるところにより算出した額（その額が理事長が別に定める額に満たないときは、理事長が別に定める額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離の区分に応じ、理事長が別に定める額（以下「距離対応額」という。）に支給対象期間の月数を乗じて得た額
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額、運賃等相当額又は前号に掲げる額
 - 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で理事長が特に必要と認めるもののうち、通勤のため、新

幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額（以下「新幹線鉄道等利用者の通勤手当の額」という。）は、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額と、それぞれ運賃等相当額又は運賃等相当額及び同項第2号に掲げる額との合計額とする。ただし、前項に規定する夜間の交替制勤務に従事する職員にあっては、同項の規定による通勤手当の額と一般の通勤手当の額との差額及び新幹線鉄道等利用者の通勤手当の額の合計額とする。

4 支給対象期間の通勤手当の支給をした後において、理事長が別に定める事由により、当該支給対象期間の通勤の実情に変更を生ずることとなった職員については、理事長が別に定めるところにより算出した額を追給し、又は返納させるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第18条 国家公務員、地方公共団体の職員又は他の公立大学法人の職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給与の減額）

第19条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第11条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日等（勤務時間規程第10条に規定する祝日等をいう。以下同じ。）及びその代休日（勤務時間規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないこと及び給与を減額しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額（以下この条において「勤務1時間当たりの給与額」という。）に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第9条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第2条第2項、第3条及び第6条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第1項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（第2項に規定する理事長が別に定める時間の勤務を除く。以下この条において「第2項勤務」という。）の時間の合計時間が、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間に対して、第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第2項勤務にあつては、100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 勤務時間規程第11条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第2項勤務にあつては、100分の50から第2項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 5 前2項に規定する時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、それぞれの給与期間の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分ごとにそれぞれ計算した時間数）により計算するものとし、この場において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（休日勤務手当）

第21条 勤務時間規程第8条第3号に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第2条第2項又は第6条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、理事長が別に定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条第1項又は第9条第1項の規定により、2暦日にわたり継続して勤務する職員が代休日を指定されたのち、当該代休日に勤務することを命ぜられ勤務した場合の休日勤務手当の支給については、理事長が別に定めをすることができる。

（夜間勤務手当）

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第23条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日等のうち日曜日又は土曜日に当たる日を除いた日数の合計に7時間45分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

（宿日直手当）

第24条 入院患者の病状の急変等に対処するため宿日直勤務を命ぜられた医師又は歯科医師である職員（教育職給料表の適用を受ける職員で、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有するものを含む。）には、その勤務1回につき、20,000円（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で理事長が別に定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、30,000円）を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、勤務1回につき、10,000円を宿日直手当として支給する。

- 2 前項の勤務は、第20条、第21条及び第22条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第25条 第12条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第8条、第9条又は第10条の規定に基づく休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日(次条及び第28条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給するものとし、支給日が日曜日、土曜日又は祝日等に当たる場合については、第8条第2項の規定を準用する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第1号の規定により解雇となり、又は死亡した職員(第30条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても同様とする。

(1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日

(2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が別に定める職員(第29条において「特定管理職員」という。))にあつては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の130を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上の職員のうち理事長が別に定めるもの、同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当を支給しない場合)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第39条第2項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条第1項第2号又は第3号の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当を一時差し止める場合)

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から60日以内に、理事長に対し、異議を申し立てることができる。ただし、60日経過後にあっては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第26条第1項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の職員の区分ごとの総額は、次に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち教員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の70を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち教員 当該教員の勤勉手当基礎額に100分の63(特定管理職員にあっては、100分の81)を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第26条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第29条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
- 6 教員に対する勤勉手当については、第1項中「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績」とあるのは、「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務の状況及び前年度の個人業績評価に基づく勤務成績」と読み替えて適用する。

（退職者の給与）

第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第15条第1項第3号又は第4号に掲げる事由のいずれかに該当して退職にされたときは、その退職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 就業規則第15条第1項各号の規定により退職にされた職員には、別段の定めがない限り、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、理事長が別に定める日に、当該第2項、第3項又は第5項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは、「第30条第7項」と読み替えるものとする。

（育児休業等取得者の給与）

第31条 公立大学法人九州歯科大学職員育児休業等に関する規程（平成18年法人規程第23号）の定めるところにより育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。
- (2) 6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末手当にあっては、理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（第7条第3項に規定する理事長が別に定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に

準じてその者の号給を調整することができる。

- (4) 職員が育児短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 前4号に規定するもののほか、育児休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業等取得者の給与)

第32条 職員が公立大学法人九州歯科大学職員介護休業等に関する規程（平成18年法人規程第24号）に定めるところにより介護休業等をする場合には、その期間の勤務しない1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与を減額して給与を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第33条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は次のとおりとする。

手当の種類	支給される者及び支給される業務	額及び支給方法
(1) 細菌検査手当	職員が細菌検査(家畜伝染病に係る細菌検査を含む。)に従事した場合	1日につき290円
(2) 夜間看護等手当	病棟に勤務する看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。)において看護業務に従事した場合	1回につき3,300円 (深夜の時間帯の勤務時間が4時間未満のときは2,900円)
(3) 放射線作業手当	放射線技術職員又はその補助職員等が、放射線を使用して有害放射線の影響を受ける作業に直接従事した場合	1日につき300円
(4) 死体処理作業手当	附属病院において、事務職給料表の適用を受けるものが、人の死体の処理作業に従事した場合	1日につき2,500円

- 2 特殊勤務手当のうち、細菌検査手当については、第10条の規定により衛生検査の業務に係る給料の調整額を受けるものに対しては、当該手当の支給の対象となる業務に従事した場合においても、支給しない。

- 3 前2項に規定するもののほか、特殊勤務手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(報奨金)

第34条 教員のうち、勤務成績が優秀なものについては、報奨金を支給する。

- 2 報奨金の額、支給を受ける者の範囲及びその支給方法は、理事長が別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第35条 第20条、第21条及び第22条の規定は、第12条に規定する職にある職員には適用しない。

(派遣職員等の給与)

第36条 公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成13年福岡県条例第50号）に基づき、福岡県から法人に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給与については、この規程の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）その他福岡県の関係規定の定めるところにより算定した額に相当する額を支給する。ただし、第12条に定める管理職手当及びこの規程に定めるその他の手当又は調整額について県職員給与条例に相当する手当がないときはこの規程による手当を支給する。

- 2 前項ただし書の場合において、派遣職員に対して管理職手当を支給するときは、県職員給与条例第21条に規定する時間外勤務手当は支給しない。

- 3 前2項の規定により、県職員給与条例その他の福岡県の関係規定に基づき派遣職員に給与を支給するに当たり、扶養手当その他の手当の認定を行う場合においては、これらの規定中「任命権者」とあるのは、「理事長」と読み替えて適用する。この場合において、派遣前に福岡県の任命権者によりこれらの認定を受けていたときは、派遣の際において特段の変更がない限り、当該認定の内容を引き継ぐものとする。

- 4 前3項に定めるもののほか、派遣職員に対する給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(端数計算)
- 第37条 第15条の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。第23条、第26条第4項及び第5項並びに第29条第2項及び第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。
- 2 第26条第2項の期末手当基礎額又は第29条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額とする。
- 3 第30条第2項から第5項までの規定による給料及び地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
(この規程の施行に関し必要な事項)

第38条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
(承継教員に係る経過措置)
- 2 この規程の適用となる職員のうち、就業規則附則第3項に規定する承継職員(以下「承継職員」という。)の給料については、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。)に定める給料表に基づき、施行日の前日に受けていた職務の級及び号給の期間を、施行日に受ける職務の級及び号給の期間に通算する。
- 3 承継職員に係る初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人の成立の日の前日に学校職員給与条例その他の福岡県の関係規定に基づき、福岡県の任命権者により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。
(平成18年度における給料月額の特例)
- 4 職員の給料月額は、施行日から平成19年3月31日までの間において、第6条及び第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に100分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当(第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額(以下「勤務1時間当たりの給与額」という。))の算出の基礎となる手当を含む。)の額、給料の調整額及び勤務1時間当たりの給与額(第19条に適用する場合を除く。)の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。
(平成18年度における管理職手当の額の特例)
- 5 管理職手当の支給を受ける職として指定された職(理事長が別に定めるものを除く。)を占める職員の管理職手当の額は、施行日から平成19年3月31日までの間において、第12条の規定にかかわらず、第12条の規定により支給されることとなる額から、当該額に、100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同条の規定により支給されることとなる額とする。
(号給の切替え)
- 6 施行日の前日において福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年福岡県条例第27号。以下「平成18年学校職員給与条例等一部改正条例」という。)による改正前の学校職員給与条例(以下「改正前の学校職員給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた承継職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級(施行日の前日において改正前の学校職員給与条例によりその者が属していた職務の級をいう。以下同じ。)、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表に定める号給とする。
(最高号給を超える給料月額の特例)
- 7 施行日の前日において、学校職員給与条例別表第1の給料表に定める職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、理事長が別に定める。
(施行日前の異動者の号給の調整)

8 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給料の切替えに伴う経過措置)

9 承継職員で、この規程によりその者の受ける給料月額が施行日の前日において学校職員給与条例の規定により受けていた給料月額（公立大学法人九州歯科大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年法人規程第13号。以下「改正規程」という。）の施行の日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.75を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで

10 前項に規定する職員以外の承継職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

11 施行日以降に新たにこの規程による給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

12 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第10条第1項、第12条及び第26条第4項（第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第10条第1項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」と、第12条及び第26条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。
(給料の調整額の経過措置)

13 承継職員であって、第10条第2項の規定により給料の調整を行う職員の職を占める職員のうち、その者に係る調整基本額が理事長が別に定める経過措置基準額（改正規程の施行の日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該経過措置基準額に100分の99.75を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、同項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで

(承継職員に係る経過措置)

14 附則第9項から第11項までの規定による給料を支給される職員に関する附則第4項の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」と、「第6条及び第7条」とあるのは「第6条及び第7条並びに附則第9項から附則第11項まで」と読み替えるものとする。

15 手当のうち、退職手当の算出の基礎となる給料月額については、前項の規定は適用しない。ただし、附則第9項から附則第11項までの規定による給料を支給される職員が公立大学法人九州歯科大学職員退職手当規程(平成18年法人規程第17号)附則第7項ただし書の規定の適用を受けるときは、この限りでない。

16 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表

旧号給	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級
1	経過期間				
	3月未満		1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	1
12月以上		1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1
3	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
4	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
5	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
6	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
7	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
8	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
9	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12

	12月以上	29	29	21	13
10	3月未滿	29	29	21	13
	3月以上6月未滿	30	30	22	14
	6月以上9月未滿	31	31	23	15
	9月以上12月未滿	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
11	3月未滿	33	33	25	17
	3月以上6月未滿	34	34	26	18
	6月以上9月未滿	35	35	27	19
	9月以上12月未滿	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
12	3月未滿	37	37	29	21
	3月以上6月未滿	38	38	30	22
	6月以上9月未滿	39	39	31	23
	9月以上12月未滿	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
13	3月未滿	41	41	33	25
	3月以上6月未滿	42	42	34	26
	6月以上9月未滿	43	43	35	27
	9月以上12月未滿	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
14	3月未滿	45	45	37	29
	3月以上6月未滿	46	46	38	30
	6月以上9月未滿	47	47	39	31
	9月以上12月未滿	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
15	3月未滿	49	49	41	33
	3月以上6月未滿	50	50	42	34
	6月以上9月未滿	51	51	43	35
	9月以上12月未滿	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
16	3月未滿	53	53	45	37
	3月以上6月未滿	54	54	46	38
	6月以上9月未滿	55	55	47	39
	9月以上12月未滿	56	56	48	40
	12月以上	57	57	49	41
17	3月未滿	57	57	49	41
	3月以上6月未滿	58	58	50	42
	6月以上9月未滿	59	59	51	43
	9月以上12月未滿	60	60	52	44
	12月以上	61	61	53	45
18	3月未滿	61	61	53	45
	3月以上6月未滿	62	62	54	46
	6月以上9月未滿	63	63	55	47
	9月以上12月未滿	64	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49
	3月未滿	65	65	57	49

19	3月以上6月未滿	66	66	58	50
	6月以上9月未滿	67	67	59	51
	9月以上12月未滿	68	68	60	52
	12月以上	69	69	61	53
20	3月未滿	69	69	61	53
	3月以上6月未滿	70	70	62	54
	6月以上9月未滿	71	71	63	55
	9月以上12月未滿	72	72	64	56
	12月以上	73	73	65	57
21	3月未滿	73	73	65	57
	3月以上6月未滿	74	74	66	58
	6月以上9月未滿	75	75	67	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	60
	12月以上	77	77	69	61
22	3月未滿	77	77	69	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	64
	12月以上	81	81	73	65
23	3月未滿	81	81	73	65
	3月以上6月未滿	82	82	74	66
	6月以上9月未滿	83	83	75	67
	9月以上12月未滿	84	84	76	68
	12月以上	85	85	77	69
24	3月未滿	85	85	77	69
	3月以上6月未滿	86	86	78	70
	6月以上9月未滿	87	87	79	71
	9月以上12月未滿	88	88	80	72
	12月以上	89	89	81	73
25	3月未滿	89	89	81	
	3月以上6月未滿	90	90	82	
	6月以上9月未滿	91	91	83	
	9月以上12月未滿	92	92	84	
	12月以上	93	93	85	
26	3月未滿	93	93	85	
	3月以上6月未滿	94	94	86	
	6月以上9月未滿	95	95	87	
	9月以上12月未滿	96	96	88	
	12月以上	97	97	89	
27	3月未滿	97	97	89	
	3月以上6月未滿	98	98	89	
	6月以上9月未滿	99	99	89	
	9月以上12月未滿	100	100	89	
	12月以上	101	101	89	
28	3月未滿	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		

	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
29	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	105		
	6月以上9月未満	107	105		
	9月以上12月未満	108	105		
	12月以上	109	105		
30	3月未満	109			
	3月以上6月未満	110			
	6月以上9月未満	111			
	9月以上12月未満	112			
	12月以上	113			
31	3月未満	113			
	3月以上6月未満	114			
	6月以上9月未満	115			
	9月以上12月未満	116			
	12月以上	117			
32	3月未満	117			
	3月以上6月未満	118			
	6月以上9月未満	119			
	9月以上12月未満	120			
	12月以上	121			
33	3月未満	121			
	3月以上6月未満	122			
	6月以上9月未満	123			
	9月以上12月未満	124			
	12月以上	125			
34	3月未満	125			
	3月以上6月未満	126			
	6月以上9月未満	127			
	9月以上12月未満	128			
	12月以上	129			
35	3月未満	129			
	3月以上6月未満	129			
	6月以上9月未満	129			
	9月以上12月未満	129			
	12月以上	129			

附 則（平成19年3月28日法人規程第7号）

（施行期日）

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
（平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置）
- 附則第9項から附則第11項の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の公立大学法人九州歯科大学職員給与規程第12条の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同条の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と附則第9項から附則第11項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 附則第9項から附則第11項の規定による給料を支給される職員に関する第10条第1項、第26条第

4項（第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第10条第1項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」と、第26条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則（平成20年2月13日法人規程第17号）

この規程は、平成20年2月13日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第29条第2項の改正規定は平成19年12月1日から適用する。

附 則（平成20年3月25日法人規程第22号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日法人規程第6号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日法人規程第5号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月7日法人規程第13号）

この規程は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第15条、第19条、第20条、第26条及び第29条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）教育職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	204,600	265,400	316,200	408,000
2	206,800	268,500	319,600	410,500
3	209,000	271,600	323,100	413,000
4	211,200	274,700	326,600	415,500
5	213,300	277,800	330,200	418,100
6	215,500	280,600	333,700	420,600
7	217,700	283,400	337,200	423,100
8	219,900	286,100	340,700	425,600
9	222,200	288,900	344,300	427,900
10	224,600	291,800	347,600	430,400
11	227,000	294,700	350,900	432,900
12	229,400	297,600	354,200	435,400
13	231,700	300,200	357,500	437,700
14	234,100	302,800	360,000	440,000
15	236,500	305,300	362,600	442,400
16	238,900	307,800	365,200	444,800
17	241,100	310,200	367,900	447,300
18	244,200	313,000	370,200	449,700
19	247,300	315,800	372,500	452,100
20	250,400	318,600	374,800	454,500
21	253,500	321,200	377,000	457,000
22	256,600	324,000	379,100	459,400
23	259,700	326,800	381,200	461,800
24	262,800	329,600	383,300	464,200
25	265,800	332,100	385,300	466,700

26	268,800	334,600	387,200	469,100
27	271,800	337,100	389,100	471,500
28	274,800	339,600	391,000	473,900
29	277,800	342,000	393,000	476,300
30	280,500	344,200	394,800	478,700
31	283,200	346,400	396,600	481,000
32	285,900	348,600	398,400	483,400
33	288,500	350,900	400,200	485,800
34	291,400	353,200	402,000	488,100
35	294,200	355,500	403,800	490,400
36	297,000	357,800	405,600	492,700
37	299,800	359,900	407,200	495,000
38	302,100	362,000	408,900	497,000
39	304,400	364,100	410,600	499,000
40	306,700	366,100	412,300	501,000
41	308,900	368,100	414,000	503,100
42	310,100	370,000	415,700	505,000
43	311,300	371,900	417,400	506,900
44	312,500	373,800	419,100	508,800
45	313,600	375,800	420,600	510,800
46	314,800	377,600	422,200	512,700
47	316,000	379,400	423,800	514,600
48	317,200	381,200	425,400	516,500
49	318,200	383,100	427,000	518,500
50	319,300	384,900	428,300	520,300
51	320,400	386,700	429,600	522,200
52	321,500	388,500	430,900	524,100
53	322,700	390,100	432,100	526,100
54	323,800	391,700	433,200	527,800
55	324,900	393,300	434,300	529,500
56	326,000	394,900	435,400	531,200
57	327,100	396,300	436,600	533,000
58	328,200	397,800	437,700	534,300
59	329,300	399,300	438,800	535,600
60	330,300	400,800	439,800	536,900
61	331,400	402,200	440,900	538,200
62	332,500	403,700	442,000	539,200
63	333,600	405,200	443,100	540,200
64	334,700	406,700	444,200	541,200
65	335,700	408,100	445,200	542,000
66	336,800	409,300	446,200	542,900
67	337,900	410,500	447,200	543,800
68	339,000	411,700	448,200	544,700
69	340,000	412,900	449,300	545,600
70	341,100	413,900	450,300	546,500
71	342,200	414,900	451,300	547,400
72	343,300	415,900	452,300	548,300

73	344,200	416,900	453,400	549,200
74	345,200	417,800	454,400	550,100
75	346,200	418,600	455,400	551,000
76	347,200	419,500	456,400	551,900
77	348,300	420,200	457,400	552,800
78	349,300	420,800	458,100	
79	350,300	421,400	458,800	
80	351,300	422,000	459,500	
81	352,300	422,600	460,300	
82	353,300	423,200	461,000	
83	354,300	423,800	461,700	
84	355,300	424,400	462,400	
85	356,200	424,900	462,900	
86	356,900	425,500	463,600	
87	357,600	426,100	464,300	
88	358,300	426,700	465,000	
89	359,100	427,200	465,500	
90	359,700	427,800		
91	360,300	428,400		
92	360,900	429,000		
93	361,500	429,400		
94	362,000	429,900		
95	362,500	430,400		
96	363,000	430,900		
97	363,600	431,500		
98	364,100	432,000		
99	364,600	432,500		
100	365,100	433,000		
101	365,600	433,600		
102	366,100	434,100		
103	366,600	434,600		
104	367,100	435,100		
105	367,700	435,700		
106	368,200			
107	368,700			
108	369,200			
109	369,800			
110	370,300			
111	370,800			
112	371,300			
113	371,900			
114	372,400			
115	372,900			
116	373,400			
117	373,900			
118	374,400			
119	374,900			

120	375,400		
121	375,900		
122	376,400		
123	376,900		
124	377,400		
125	377,900		
126	378,400		
127	378,900		
128	379,400		
129	379,900		

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第2（第6条関係）事務職給料表

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	135,600	261,900	366,200
2	136,700	264,000	368,800
3	137,900	266,000	371,400
4	139,000	268,100	374,000
5	140,100	270,200	376,600
6	141,200	272,300	379,200
7	142,300	274,400	381,800
8	143,400	276,500	384,400
9	144,500	278,600	387,000
10	145,900	280,700	389,700
11	147,200	282,800	392,400
12	148,500	284,900	395,100
13	149,800	287,000	397,700
14	151,300	289,200	400,000
15	152,800	291,500	402,400
16	154,400	293,800	404,800
17	155,700	296,100	407,100
18	157,200	298,200	409,200
19	158,700	300,500	411,300
20	160,200	302,800	413,400
21	161,600	305,100	415,500
22	164,300	307,300	417,500
23	166,900	309,600	419,500
24	169,500	311,900	421,500
25	172,200	314,200	423,600
26	173,900	316,400	425,200
27	175,600	318,600	426,800
28	177,300	320,800	428,400
29	178,800	323,000	430,100
30	180,600	325,200	431,400
31	182,400	327,300	432,700

32	184,200	329,400	434,000
33	185,800	331,400	435,300
34	187,600	333,500	436,600
35	189,400	335,600	437,900
36	191,200	337,700	439,100
37	192,800	339,800	440,400
38	194,600	341,700	441,300
39	196,400	343,700	442,200
40	198,200	345,700	443,100
41	200,000	347,700	443,900
42	201,800	349,600	444,700
43	203,600	351,500	445,500
44	205,400	353,400	446,300
45	207,000	355,300	447,100
46	208,900	357,200	447,900
47	210,800	359,000	448,700
48	212,700	360,800	449,500
49	214,600	362,600	450,100
50	216,500	364,500	450,900
51	218,400	365,900	451,700
52	220,300	367,400	452,500
53	222,000	368,900	453,100
54	223,900	370,400	453,900
55	225,800	371,600	454,700
56	227,700	372,800	455,500
57	229,300	374,000	456,100
58	231,100	375,000	456,900
59	232,800	375,900	457,700
60	234,600	376,800	458,500
61	236,100	377,700	459,100
62	237,600	378,700	
63	239,100	379,500	
64	240,600	380,300	
65	242,100	381,100	
66	243,600	382,000	
67	245,100	382,700	
68	246,700	383,400	
69	248,000	384,100	
70	249,600	384,800	
71	251,200	385,500	
72	252,800	386,200	
73	254,200	386,900	
74	255,600	387,400	
75	257,000	388,100	
76	258,400	388,800	
77	259,700	389,500	
78	261,100	390,000	

79	262,500	390,700	
80	263,900	391,400	
81	265,200	392,100	
82	266,400	392,600	
83	267,700	393,300	
84	269,000	394,000	
85	270,100	394,700	
86	271,400	395,200	
87	272,700	395,900	
88	274,000	396,600	
89	275,200	397,300	
90	276,300	397,800	
91	277,400	398,500	
92	278,500	399,200	
93	279,700	399,900	
94	280,700	400,400	
95	281,700	401,100	
96	282,700	401,800	
97	283,700	402,500	
98	284,600	403,000	
99	285,500	403,700	
100	286,400	404,400	
101	287,400	405,100	
102	288,200	405,600	
103	289,000	406,300	
104	289,800	407,000	
105	290,600	407,700	
106	291,100	408,200	
107	291,600		
108	292,100		
109	292,500		
110	292,900		
111	293,300		
112	293,700		
113	294,000		
114	294,400		
115	294,800		
116	295,200		
117	295,500		
118	295,900		
119	296,300		
120	296,700		
121	297,000		
122	297,400		
123	297,800		
124	298,200		
125	298,400		

126	298,800		
127	299,200		
128	299,600		
129	299,800		
130	300,200		
131	300,600		
132	301,000		
133	301,200		
134	301,600		
135	302,000		
136	302,400		
137	302,600		
138	303,000		
139	303,400		
140	303,800		
141	304,000		
142	304,400		
143	304,800		
144	305,200		
145	305,400		
146	305,800		
147	306,200		
148	306,600		
149	306,800		
150	307,100		
151	307,400		
152	307,700		
153	308,100		
154	308,400		
155	308,700		
156	309,000		
157	309,400		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3（第6条関係）技術職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
	円	円
1	140,300	213,600
2	141,700	215,200
3	143,100	216,800
4	144,500	218,400
5	145,700	220,000
6	147,500	221,700
7	149,200	223,400
8	150,900	225,100
9	152,600	226,800

10	154,300	228,600
11	156,000	230,400
12	157,800	232,100
13	159,300	233,900
14	161,200	235,500
15	163,200	237,100
16	165,100	238,700
17	167,000	240,100
18	168,900	241,700
19	170,800	243,200
20	172,700	244,800
21	174,600	246,300
22	176,100	247,900
23	177,600	249,400
24	179,100	250,900
25	180,700	252,400
26	182,200	254,100
27	183,700	255,800
28	185,200	257,500
29	186,800	259,200
30	188,100	261,000
31	189,400	262,800
32	190,900	264,600
33	192,600	266,000
34	194,300	267,700
35	196,000	269,600
36	197,600	271,500
37	199,200	273,400
38	200,800	275,200
39	202,400	277,100
40	204,000	279,000
41	205,700	280,900
42	207,400	282,900
43	209,100	284,800
44	210,600	286,700
45	212,200	288,600
46	213,800	290,600
47	215,400	292,500
48	217,000	294,400
49	218,600	296,300
50	220,200	298,100
51	221,800	299,900
52	223,400	301,700
53	225,100	303,500
54	226,800	305,200
55	228,500	306,900
56	230,100	308,600

57	231,700	310,300
58	233,200	312,100
59	234,800	313,800
60	236,400	315,500
61	238,000	317,200
62	239,600	318,700
63	241,200	320,300
64	242,700	321,900
65	244,200	323,500
66	245,700	325,000
67	247,200	326,300
68	248,600	327,600
69	250,200	328,900
70	251,800	330,000
71	253,400	331,000
72	255,000	332,100
73	256,400	333,200
74	257,800	334,100
75	259,200	335,100
76	260,500	336,100
77	261,900	337,100
78	263,300	337,900
79	264,700	338,600
80	265,800	339,300
81	267,100	340,000
82	268,400	340,700
83	269,700	341,400
84	270,800	342,100
85	272,100	342,800
86	273,400	343,500
87	274,700	344,100
88	275,900	344,700
89	277,000	345,300
90	278,100	345,800
91	279,200	346,400
92	280,300	347,000
93	281,400	347,600
94	282,500	348,100
95	283,600	348,600
96	284,700	349,100
97	285,500	349,600
98	286,300	350,000
99	287,100	350,400
100	287,900	350,800
101	288,500	351,200
102	289,100	351,700
103	289,700	352,100

104	290,400	352,500
105	290,900	352,900
106	291,400	353,400
107	291,900	353,800
108	292,300	354,200
109	292,600	354,600
110	292,900	355,100
111	293,200	355,500
112	293,600	355,900
113	293,900	356,300
114	294,200	356,800
115	294,500	357,200
116	294,900	357,600
117	295,200	358,000
118	295,500	358,500
119	295,800	358,900
120	296,200	359,300
121	296,500	359,700
122	296,800	360,200
123	297,100	
124	297,500	
125	297,800	
126	298,100	
127	298,400	
128	298,700	
県派遣職員定年退職者の再雇用		260,400

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士その他の職員で理事長が定めるものに適用する。

別表第4（第6条関係）看護職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	153,300	180,500	229,300	254,700
2	154,700	182,600	231,100	255,900
3	156,200	184,700	232,900	257,200
4	157,600	186,800	234,700	258,500
5	159,000	188,900	236,300	259,600
6	160,500	191,300	237,800	261,000
7	162,000	193,600	239,300	262,300
8	163,500	195,900	240,800	263,700
9	164,800	198,300	242,200	265,100
10	166,500	199,700	243,600	266,400
11	168,100	201,100	245,000	268,000
12	169,700	202,500	246,400	269,600
13	171,200	203,900	247,700	271,200

14	173,200	205,400	249,000	272,800
15	175,200	206,900	250,300	274,400
16	177,200	208,400	251,600	276,000
17	179,400	209,800	252,600	277,600
18	181,500	211,300	254,000	279,100
19	183,600	212,800	255,300	280,600
20	185,700	214,300	256,600	282,100
21	187,800	215,700	257,800	283,700
22	190,000	217,400	259,200	285,300
23	192,200	219,100	260,600	286,900
24	194,400	220,800	262,000	288,500
25	196,500	222,300	263,500	289,900
26	197,800	224,000	265,100	291,700
27	199,100	225,700	266,600	293,500
28	200,400	227,400	268,200	295,300
29	201,600	229,200	269,800	296,900
30	202,900	230,700	271,400	298,600
31	204,200	232,200	273,000	300,300
32	205,500	233,700	274,600	302,000
33	206,800	235,200	276,200	303,500
34	208,100	236,600	277,700	305,100
35	209,400	238,000	279,200	306,700
36	210,700	239,400	280,700	308,300
37	212,100	240,700	282,300	309,900
38	213,500	242,000	283,800	311,500
39	214,900	243,300	285,300	313,100
40	216,300	244,600	286,800	314,700
41	217,500	245,600	288,400	316,300
42	218,900	246,900	290,000	317,800
43	220,300	248,100	291,600	319,300
44	221,700	249,400	293,200	320,800
45	223,100	250,600	294,600	322,300
46	224,600	252,000	296,100	323,800
47	226,100	253,400	297,600	325,300
48	227,600	254,800	299,100	326,800
49	228,900	256,200	300,500	328,100
50	230,300	257,700	301,900	329,500
51	231,700	259,100	303,300	330,800
52	233,100	260,500	304,700	332,200
53	234,400	262,000	306,200	333,700
54	235,700	263,600	307,600	335,100
55	237,000	265,200	309,000	336,500
56	238,300	266,700	310,400	337,900
57	239,500	268,300	311,800	339,100
58	240,800	269,900	313,200	340,500
59	242,000	271,500	314,600	341,900
60	243,300	273,100	316,000	343,300

61	244,500	274,700	317,200	344,500
62	245,800	276,200	318,500	345,800
63	247,100	277,700	319,800	347,100
64	248,400	279,200	321,100	348,400
65	249,600	280,800	322,400	349,600
66	250,900	282,300	323,700	350,800
67	252,300	283,800	325,000	352,000
68	253,700	285,300	326,300	353,200
69	254,800	286,600	327,400	354,200
70	256,100	288,100	328,600	355,300
71	257,400	289,600	329,800	356,400
72	258,700	291,100	330,900	357,500
73	260,100	292,400	332,200	358,500
74	261,400	293,800	333,400	359,600
75	262,700	295,200	334,600	360,700
76	264,000	296,600	335,800	361,800
77	265,100	298,100	337,000	362,700
78	266,300	299,400	338,200	363,500
79	267,600	300,700	339,400	364,300
80	268,900	302,000	340,600	365,100
81	270,000	303,100	341,700	365,800
82	271,100	304,400	342,800	366,400
83	272,200	305,700	343,900	367,000
84	273,300	307,000	345,000	367,600
85	274,200	308,100	346,100	368,300
86	275,300	309,300	347,100	368,900
87	276,400	310,500	348,100	369,500
88	277,500	311,700	349,100	370,100
89	278,600	313,000	350,200	370,600
90	279,600	314,200	351,000	371,200
91	280,600	315,400	351,800	371,800
92	281,600	316,600	352,600	372,400
93	282,600	317,800	353,400	372,900
94	283,600	318,600	354,100	373,400
95	284,600	319,400	354,800	373,900
96	285,600	320,200	355,500	374,400
97	286,700	320,900	356,000	375,000
98	287,600	321,600	356,500	375,500
99	288,500	322,300	357,000	376,000
100	289,400	323,000	357,500	376,500
101	290,200	323,500	358,100	377,100
102	291,000	324,100	358,600	377,600
103	291,800	324,700	359,100	378,100
104	292,600	325,300	359,600	378,600
105	293,300	325,700	360,200	379,200
106	293,800	326,200	360,700	379,700
107	294,300	326,700	361,200	380,200

108	294,800	327,200	361,700	380,700
109	295,300	327,700	362,200	381,300
110	295,700	328,100	362,700	381,800
111	296,100	328,500	363,200	382,300
112	296,500	328,900	363,700	382,800
113	296,900	329,300	364,200	383,400
114	297,300	329,700	364,700	
115	297,700	330,100	365,200	
116	298,100	330,400	365,600	
117	298,400	330,700	366,000	
118	298,800	331,100	366,500	
119	299,200	331,500	367,000	
120	299,600	331,900	367,500	
121	299,900	332,100	367,900	
122	300,300	332,500	368,400	
123	300,700	332,900	368,900	
124	301,100	333,300	369,400	
125	301,300	333,600	369,800	
126	301,700	334,000		
127	302,100	334,400		
128	302,500	334,800		
129	302,700	335,100		
130	303,100	335,500		
131	303,500	335,900		
132	303,900	336,300		
133	304,100	336,600		
134	304,500	337,000		
135	304,900	337,400		
136	305,300	337,800		
137	305,500	338,100		
138	305,900	338,500		
139	306,300	338,900		
140	306,700	339,300		
141	306,900	339,600		
142	307,300	340,000		
143	307,700	340,400		
144	308,100	340,800		
145	308,300	341,100		
146	308,700	341,500		
147	309,100	341,900		
148	309,500	342,300		
149	309,700	342,600		
150	310,000	343,000		
151	310,300	343,400		
152	310,600	343,800		
153	311,000	344,100		
154	311,300			

155	311,600			
156	311,900			
157	312,300			
158	312,600			
159	312,900			
160	313,200			
161	313,600			
162	313,900			
163	314,200			
164	314,500			
165	314,900			
166	315,200			
167	315,500			
168	315,800			
169	316,200			
県派遣職員 定年退職者 の再雇用			266,300	276,800

備考 この表は、看護師、その他の職員で理事長が定めるものに適用する。

別表第5（第6条第2項関係）級別標準職務表

ア 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	大学の助教及び助手の職務
2級	大学の講師の職務
3級	大学の准教授の職務
4級	大学の教授の職務

イ 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	事務職員の職務
2級	班長の職務
3級	部長の職務

ウ 技術職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、歯科技工士又は薬剤師の職務
2級	高度な技術又は経験を有する診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、歯科技工士又は薬剤師の職務

エ 看護職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	准看護師の職務
2級	看護師の職務
3級	副看護長の職務
4級	看護長の職務

別表第6（第10条第2項関係）調整基本額表

ア 教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	10,500円
2 級	11,900円
3 級	12,700円
4 級	15,100円

イ 技術職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,100円
2 級	9,000円